農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

美濃市

１　促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

２　促進計画の目標

１．美濃地域

(1) 現況

本地域は、市のほぼ中央に位置し、地域南部の平坦地と、北部の中山間地域で構成されている。南部では種子用の水稲耕作が行われており、その生産量は県内でも大きな位置を占める。北部では主食用の水稲耕作が主であるが、一部では柿の生産が盛んである。

今後も農業振興を図るため、地域の共同活動による農地、農業用水路等の保全に努めるとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第３条第３項第１号から第３号に掲げる事業を推進し、農地、農業用水路等の保全、農業生産活動の継続及び生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

２．洲原地域

(1) 現況

本地域は、市北東部の中山間地域に位置し、段々の水田等において主に水稲耕作が行われている。有害鳥獣による被害も著しく、生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第３条第３項第１号から第３号に掲げる事業を推進し、農地、農業用水路等の保全、農業生産活動の継続及び生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

３．牧谷地域

(1) 現況

本地域は、市北部の中山間地域に位置し、水稲耕作や野菜、牧草の生産が行われている。また一部ではこうぞの栽培が行われている。高齢化、過疎化が進んでおり、有害鳥獣の被害も著しく、生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第３条第３項第１号から第３号に掲げる事業を推進し、農地、農業用水路等の保全、農業生産活動の継続及び生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

４．大矢田地域

(1) 現況

本地域は、市西部に位置し、水稲耕作や牧草の生産が行われている。今後も農業振興を図るため、地域の共同活動による農地、農業用水路等の保全に努めるとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第３条第３項第１号から第３号に掲げる事業を推進し、農地、農業用水路等の保全、農業生産活動の継続及び生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

５．藍見地域

(1) 現況

本地域は、市西部に位置し、水稲耕作や野菜の生産が行われている。水利の便が良くなく、今後も農業振興を図るため、地域の共同活動による農地、農業用水路等の保全に努めるとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第３条第３項第１号及び第３号に掲げる事業を推進し、農地、農業用水路等の保全及び生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

６．中有知地域

(1) 現況

本地域は、市域南部に位置し、農地の大半が平坦地となっている。種子用の水稲、野菜、菊などの花きの生産が行われている。市内では規模の大きな農家が集まって

おり、市内で最も農業が盛んな地域である。

今後も農業振興を図るため、地域の共同活動による農地、農業用水路等の保全に努めるとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第３条第３項第１号及び第３号に掲げる事業を推進し、農地、農業用水路等の保全及び生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

３　法第６条第２項第１号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	美濃、洲原、牧谷、大矢田区域	第３条第３項第１号から同項第３号に掲げる事業
②	藍見、中有知区域	第３条第３項第１号及び同項第３号に掲げる事業

４　法第６条第２項第１号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

５　その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第３条第３項第２号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

１　対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、１ｈａ以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が１ｈａ未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が１ｈａ以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地と

することができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア　対象地域

美濃市全域（特定農山村地域）

イ　対象農用地

(ｱ) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(ｲ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ｳ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70％以上の地域の草地

(ｴ) 市町村長の判断によるもの

a　緩傾斜農用地

緩傾斜農用地をすべて対象

b　高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40％以上、耕作放棄率：田８％以上、畑（草地含む。）15％以上の農地

(ｵ) 県知事が地域の実態に応じて指定する農用地

2　集落協定の共通事項

該当なし

3　対象者

認定農業者に準ずる者とは、人・農地プランにおいて中心的な経営体として位置づけられた者など、地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

4　その他必要な事項

該当なし